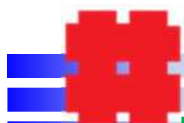


令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係） 改定事項の概要

令和6年4月1日
こども家庭庁支援局障害児支援課

本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、基準の解釈、加算の算定要件・留意事項等の詳細は、関係の告示、通知、事務連絡等でご確認ください。



障害児通所給付費等算定に係る 体制等について

届出について

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）については、利用者や指定障害児相談支援事業所等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から算定を開始することができます。

また、年度初めの特例は報酬改定等新年度から取り扱いが変わるものや年度実績に関するもののみとなりますので、その他の加算につきましては、通常通り前月の15日（3月15日）までの提出が必要です。

②事業所の支援プログラムの作成・公表（基準・報酬）〔児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援〕

- 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、運営基準において、事業所に対して、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、1年の経過措置期間を設ける。

運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設】

- 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（第26条の2・新設）

※1年の経過措置期間を設ける（令和7年3月31日までは努力義務）

※第71条、第71条の14により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業についても準用

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

支援プログラム未公表減算 所定単位数の85%を算定

※ 児童発達支援に義務付けられている支援プログラムの作成・公表が未実施の場合（令和7年4月1日から適用）

ポイント

要・都道府県への基準適合の届出

- 本基準は、総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、事業所に対し、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画（支援プログラム）を作成し、その公表を求めるもの
- 支援プログラムの作成・公表が行われていない事業所については、基本報酬について85%を算定（15%を減算）するもの
- 支援プログラムについては、事業所が提供する発達支援における基本的考え方や支援の内容、関係機関連携や家族支援、インクルージョンの取組等の事業所の支援の全体像と方針について整理し記載すること。事業所の従業員の意見も聞いて作成すること
※支援プログラムの参考様式について、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」でお示しする予定（令和6年度早期に改定・発出予定）
- 公表については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。なお、義務化・減算の施行は令和7年度からとなるが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、取組を進めるよう努められたい

【参照法令等】

運営基準：第26条、第27条（児発）、第71条（放デイ）、第71条の14（居宅訪問型児発）

報酬告示：第1の注3（4）7の4（児発）、第3の1の注4の（4）（放デイ）、第4の1の注3の（3）

利用児氏名：〇〇 〇〇 (2019年4月30日生：5歳0か月)

個別支援計画書（参考記載例）

作成年月日： 年 月 日

利用児及び家族の 生活に対する意向	・楽しく遊びたい（本人）。 ・場面に合った行動を自分で気付いて行えるようになってほしい（保護者）。	
総合的な支援の方針	〇〇さんは、ことばよりも視覚的な手掛かりの方が理解しやすいと見立てています。このため、目の前の情報が動きに繋がりがやすく、説明の理解が曖昧なまま活動に取り組む様子が見られ、集団での活動等の流れに沿わない行動として捉えられることがあるようです。視覚的な情報処理が優位という特性を活かし、手順や活動の流れを視覚化・スケジュール化（構造化）することで、より確実な理解を促していきます。また、本人の気持ちをタイムリーに表現できる手段（例：複数の絵カードや具体物の中から指差しをする、該当するカードや具体物を大人に手渡す等）により、まずは大人とのやり取りの中で、「（言われていることが）わかった-（言いたいことが相手に）伝わった」経験を楽しみながら丁寧に積み重ねていきます。こうした取組を中心に保育園とも情報共有を行い、必要に応じて訪問等の方法により連携を図り、保育園での生活の中でも、より多くの「わかった」「できた」に繋がるように支援していきます。	
長期目標 （内容・期間等）	・視覚的なスケジュールを手掛かりに指示を理解し、わからない時には様々なコミュニケーション手段を用いて、大人に聞くことができる。	支援の標準的な提供時間等 （曜日・頻度、時間）
短期目標 （内容・期間等）	・見える化された手順やスケジュールを大人と一緒に確認し、設定活動時に自分で動けるようになる。 ・大人が介在する中で、絵カードやイラスト等を用いて、「これで遊びたい」等の具体的な意思を友達に表現できるようになる。	・個別：毎週月曜日14:30-15:15（空き状況によって週2回の利用有） 心理担当職員(月3回)、作業療法士担当（月1回） ・小集団：毎週水曜日 9:15-14:45（保護者都合により2時間の延長支援の可能性有）

○支援目標及び具体的な支援内容等

項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域※)との関連性等)	達成 時期	担当者 提供機関	留意事項	優先 順位
本人支援	「どうぞ」と言われてから活動に取り組み、遊具に合わせた体の調整ができるようになる。	・活動前に全体を指差しする等を行い、全体を見渡す機会を設けてから声をかける。 ・手の平、足の裏、お尻等体を支えたり、接地している感覚をつかみやすくするため、つかむ・支える・滑る等の要素を取り入れた遊具遊びを提供する。	6か月後	作業療法士 保育士	専門的支援実施加算については、別紙参照。	2
本人支援	嫌な時やお願いをする時に、身振りやことばで伝えることができる。	・具体的な伝え方のモデルを大人が示す。 ・簡単なやり取りを端的に都度促していく（本人がストレスをため込まないように、執拗な繰り返しは行わない）。 ・本人からの表出や要求に可能な限り応え、伝わったことの楽しさを伝えていく。	6か月後	心理担当職員	・保護者に対して具体的な接し方の例を示す時間（5月に心理担当職員による個別面談）を設ける。 ・専門的支援実施加算については、別紙参照。	2
本人支援	「できた」という実感を持てるよう、以下の取組を行う。 ・食事：スプーン、フォーク、箸を使って、潰す、切る、混ぜる等の遊びの要素を強調して行う。 ・衣類の着脱：どのような形であれ、身にまとうことができる。	・道具の使用と手の操作性を強調して提供する。特に着脱は、外遊びや水遊び等、本人が楽しめる活動の前に重点的に取り組む。 ・服を頭上に掲げる程度の行動を促すところから、スモールステップで始めていく。 ・身だしなみや整え方の観点は次のステップとし、大人がサポート・仕上げるを行う。	3か月後	保育士 理学療法士	6月に予定している家庭訪問の時に、ご家庭で着替えている場面を見させていただく。	3

本人支援	コミュニケーションのレパトリーが拡がり、自らやり取りすることが増える。	・自信を持って取り組める活動に担任以外の職員と参加する。 ・活動内容を絵やシンボル等での紹介を通し、選択肢から選ぶことや表現する機会を設ける。	言語・コミュニケーション	6 か月後	心理担当職員 保育士 理学療法士	個別での取組が小集団でも行えるよう、小集団担当者と定期的に（月に1回）情報共有を行う。	1
本人支援	日常的な場面で、同年代のこども（クラスの友達）の行動を意識する場面が増える。	・トイレで用を足す、着替える、食事の後や玩具の片付けを行う。 ・椅子を所定の位置に持ってくる場面において、見本になるこどもの近くに誘う等の関わり・促しを行う。	人間関係・社会性	6 か月後	保育士 理学療法士		3
家族支援	日常生活において、本人の意思を大切にしながら、やり取りをする場を増やす。	・本人が自分で考えたり選んだりすることができるように、一呼吸おいてから次の提案をしたり、具体的な選択肢を2つ提示して選ぶ機会を設ける等、具体的な方法をお伝えし、実践していただく。 ・本人のコミュニケーションや判断する仕草等を、個別支援の場面の観察や面談の機会などを通じてお伝えし、共有する。		6 か月後	心理担当職員 保護者	・子育てサポート加算：月1回の頻度を想定し、担当者との具体的なやり取りをモデルにしながら、家庭での実践の様子を踏まえたフィードバックを行う。 ・家族支援加算（Ⅱ）：月1回の頻度で子育てに関する講座をグループワークにて実施。	
移行支援	日常的な連携に加え、特に行事等の際には、説明の方法や促し方について共有を図る。	・必要に応じて保育園を訪問し、行事等、普段と異なる活動の際のこどもとの関わりについて、具体的な関わり方のモデルを示す。 ・保育園の連絡と当事業所の連絡内容を相互に確認し、日々の様子を交換する（保育園からの電子連絡については、お手数ですがスクリーンショット等を送ってください）。		6 か月後	児童発達支援管理責任者、〇〇保育園△△先生、保護者	保護者の意向も確認しながら三者で連携を図る点に留意する（行事のスケジュールの共有も含む）。	
地域支援 ・ 地域連携	関係機関で役割分担を行うと共に、それぞれの機関で得られた情報を共有し、日常生活や支援に活用するための具体策を提案する。	・連携会議を定期的に開催し、情報収集・役割分担について協議する。 ・各関係機関からの情報に基づき、具体的な場面でのこどもとの関わり方の提案や関わり方のポイントについて助言を行う。		6 か月後	児童発達支援管理責任者、支援担当者、〇〇保育園◇◇園長先生、△△先生	関係機関連携加算（Ⅱ）：3ヶ月に1回程度の頻度で連携会議の開催を予定。	

※「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

本計画書に基づき支援の説明を受け、内容に同意しました。

児童発達支援管理責任者氏名：

年 月 日

（保護者署名）

押印廃止

③ 児童指導員等加配加算【見直し】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

○ 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】		
児童指導員等加配加算		
<児童発達支援センター（障害児）>		
理学療法士等を配置	区分に応じて	22～62単位/日
児童指導員等を配置	同	15～41単位/日
その他の従業者を配置	同	11～30単位/日
<児童発達支援事業所（障害児）>		
理学療法士等を配置	区分に応じて	75～187単位/日
児童指導員等を配置	同	49～123単位/日
その他の従業者を配置	同	36～90単位/日



【改定後】		
児童指導員等加配加算		
<児童発達支援センター>		
<u>児童指導員等を配置</u>		
常勤専従・経験5年以上	区分に応じて	22～62単位/日
常勤専従・経験5年未満	同	18～51単位/日
常勤換算・経験5年以上	同	15～41単位/日
常勤換算・経験5年未満	同	13～36単位/日
その他の従業者を配置		
		11～30単位/日
<児童発達支援事業所（障害児）>		
<u>児童指導員等を配置</u>		
常勤専従・経験5年以上	区分に応じて	75～187単位/日
常勤専従・経験5年未満	同	59～152単位/日
常勤換算・経験5年以上	同	49～123単位/日
常勤換算・経験5年未満	同	43～107単位/日
その他の従業者を配置		
		36～90単位/日
※「経験」は児童福祉事業（幼稚園、特別支援教育を含む）に従事した経験年数		

ポイント

要・都道府県への届出（人材の配置）

○ 本加算は、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児の関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合において、配置形態（常勤専従・常勤換算）及び従業者の児童福祉事業等に従事した経験年数に応じて算定するもの

【主な要件】

- ・基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置（常勤専従又は常勤換算）していること
- ・「児童指導員等」とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員（心理学修了等）、視覚障害児支援担当職員（研修修了等）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者をいう
- ・勘案する経験年数は、児童福祉事業（幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育を含む）に従事した経験年数とする。なお、本加算における経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとする

○ 常勤換算の場合、児童指導員等とその他の従業者、経験年数5年以上の者と5年未満の者を組み合わせて配置する場合、低い区分の単位を算定する

○ 本加算は常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を目的としていることから、算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とする

【参照法令等】

報酬告示：第1の1の注8（児発）、第3の1の注7（放デイ） 基準告示（270）：1の3（児発）、7（放デイ）

④専門的支援体制加算／⑤専門的支援実施加算【専門的支援加算・特別支援加算の見直し／新設】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

- 専門的支援加算及び特別支援加算について、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】

専門的支援加算

＜児童発達支援センター（障害児）＞

理学療法士等を配置 区分に応じて22～62単位／日

児童指導員を配置 同 15～41単位／日

＜児童発達支援事業所（障害児）＞

理学療法士等を配置 区分に応じて75～187単位／日

児童指導員を配置 同 49～123単位／日

※ 専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

特別支援加算 54単位／回

※ 理学療法士等を配置して、専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援加算を算定している場合は算定できない）



【改定後】

専門的支援体制加算…①

＜児童発達支援センター＞ 区分に応じて15～41単位／日

＜児童発達支援事業所（障害児）＞ 同 49～123単位／日

専門的支援実施加算 150単位／回（原則月4回を限度）…②

※①専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

②理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援体制加算との併算定可能。利用日数等に応じて最大月6回を限度（放デイは月2回～最大月6回を限度）

ポイント

要・都道府県への届出（人材の配置）

- 専門的支援体制加算及び専門的支援実施加算は、理学療法士等による支援が必要な障害児への専門的な支援の強化を図るために、基準の人員に加え、理学療法士等の専門職員を配置している場合（体制加算）及び、専門職員による個別・集中的な支援を計画的に実施した場合（実施加算）に、それぞれ算定するもの（両加算を併せてとることが可能）

【主な要件】

＜専門的支援体制加算＞

・基準の人員に加え、専門職員として理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（※）、児童指導員（※）、心理担当職員（心理学修了等）又は視覚障害児支援担当職員（研修修了等））を1以上配置（常勤換算）していること

（※）保育士・児童指導員は資格取得・任用から5年以上児童福祉事業に従事したものに限り

＜専門的支援実施加算＞

・理学療法士等を配置（常勤換算でなく単なる配置で可。基準人員等によることも可）し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該計画に基づき支援を行うこと。

なお、専門的支援は個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（5名程度まで）又は基準人員を配置した上での小集団（2まで）の組み合わせによる実施も可とする。また、専門的支援の時間は同日の支援時間の全てとする必要はないが、30分以上を確保すること

・計画の実施状況の把握を行うとともに、対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと

・計画の作成・見直しに当たって、対象児及び保護者に対し説明するとともに同意を得ること

・対象児ごとの支援記録を作成すること

- 専門的実施加算について、当該事業所における対象児の月利用日数に応じて月の算定限度回数を設定

児童発達支援：限度回数4回（月利用日数12日未満の場合） 同6回（同12日以上の場合）

放課後等デイサービス：限度回数2回（月利用回数6日未満の場合） 同4回（同6日以上12日未満の場合） 同6回（同12日以上の場合）

(参考様式 10)

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (年 月分)

サービス種類(児童発達支援・放課後等デイサービス)
事業所・施設名(○○○○○○○)

職 種	勤務 形態	氏 名	第 1 週							第 2 週							第 3 週							第 4 週							4 週 の 計 合	週平均 の勤務 時間	常勤換 算後の 数
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
管理者兼児 発管	A																																
保育士	A	基準	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	160	40	1
児童指導員	A	基準	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	160	40	1
児童指導員 (実務経験5 年未満)	A	児童指導員 等加配加算	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	160	40	1
言語聴覚士 (実務経験5 年以上)	A	専門的支援 体制加算+専 門的支援体 制実施加算	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	160	40	1
指導員	C		②	②	②	②	②	④	④	②	②	②	②	②	④	④	②	②	②	②	②	④	④	②	②	②	②	②	④	④	60	15	0.3

- 備考 1 * 欄には、当該月の曜日を記載してください。
- 2 申請する事業に係る従業者全員（管理者を含む。）について、4週間分の勤務すべき時間数を記載してください。勤務時間ごとあるいはサービス提供時間単位ごとに区分して番号を付し、その番号を記載してください。

(記載例 1ー勤務時間 ① 8 : 30 ~ 17 : 30、② 14 : 00 ~ 17 : 00、③ 0 : 30 ~ 9 : 00、④ 休日)

(記載例 2ーサービス提供時間 a 9 : 00 ~ 12 : 00、b 13 : 00 ~ 16 : 00、c 10 : 30 ~ 13 : 30、d 14 : 30 ~ 17 : 30、e 休日)

※複数単位実施の場合、その全てを記載してください。
- 3 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B～Dまでを加えた数の小計の行を挿入してください。

勤務形態の区分 A : 常勤で専従 B : 常勤で兼務 C : 非常勤で専従 D : 非常勤で兼務
- 4 常勤換算が必要な職種は、A～Dの「週平均の勤務時間」をすべて足し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を職種ごとに算出してください。

5 算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。

6 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。

7 各事業所・施設において使用している勤務割表等(既に事業を実施しているときは直近月の実績)により、職種、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間が確認できる場合は、その書類をもって添付書類として差し支えありません。

(参考様式4)

実務経験証明書

様 年 月 日

施設又は事業所所在地及び名称

代表者氏名 印
電話番号

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏 名	(生年月日 年 月 日)
現 住 所	
施設又は事業所名	施設・事業所の種別 ()
業 務 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (年 月間)
うち業務に従事した日数	日
業 務 内 容	職名 ()

- (注) 1. 施設又は事業所名欄には、指定生活介護事業所、指定障害者支援施設等の種別も記入すること。
2. 業務期間欄は、証明を受ける者が要援護者に対する直接的な援助を行っていた期間を記入すること。(産休・育休・療養休暇や長期研修期間等は業務期間となりません)
- 現在、既に必要とする実務経験期間を満たしている場合は、実務経験証明書作成日までの期間または、退職した日までの期間を記入してください。
3. 業務内容欄は、看護師、生活指導員等の職名を記入し、証明を受ける者の本来業務について、老人デイサービス事業における〇〇業務、〇〇実施要綱の〇〇事業の〇〇業務等具体的に記入すること。
- また、療養病床の病棟等において介護業務を行った場合は明記し、当該病棟が療養病床として許可等を受けた年月日を記入すること。
4. 証明内容を訂正した場合は、証明権者の職印を押印してください。なお、修正液及び修正テープによる訂正は認められません。

2. (1) 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

⑥基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設）〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

- 基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける。
- 支援時間による区分は、「30分以上1時間30分以下」、「1時間30分超3時間以下」、「3時間超5時間以下」の3区分とする。5時間を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として、同加算により評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】

＜児童発達支援センター（障害児）＞
定員30人以下 1086単位／日
＜児童発達支援（障害児）＞
定員10人以下 885単位／日
＜放課後等デイサービス（障害児）＞
定員10人以下 授業終了後 604単位／日
学校休業日 721単位／日
※医療的ケア区分、利用定員に応じて単位を設定



【改定後】

＜児童発達支援センター（障害児）＞
定員30人以下 時間区分1（30分以上1時間30分以下） 1104単位／日
時間区分2（1時間30分超3時間以下） 1131単位／日
時間区分3（3時間超5時間以下） 1184単位／日
＜児童発達支援（障害児）＞
定員10人以下 時間区分1（30分以上1時間30分以下） 901単位／日
時間区分2（1時間30分超3時間以下） 928単位／日
時間区分3（3時間超5時間以下） 980単位／日
＜放課後等デイサービス（障害児）＞
定員10人以下 時間区分1（30分以上1時間30分以下） 574単位／日
時間区分2（1時間30分超3時間以下） 609単位／日
時間区分3（3時間超5時間以下） 666単位／日
※放デイの時間区分3は学校休業日のみ算定可能
※医療的ケア区分、利用定員、時間区分に応じて単位を設定

ポイント

- 児童発達支援給付費及び放課後等デイサービス給付費（基本報酬）において、支援の提供時間に応じた区分（時間区分）を導入する。区分は「時間区分1」支援時間30分以上1時間30分以下、「時間区分2」同1時間30分超3時間以下、「時間区分3」同3時間超5時間以下の3区分とする。なお、放課後等デイサービスについては、現行の授業終了後（平日）・学校休業日の区分を統合し、いずれの場合であっても支援時間に応じた新たな時間区分により算定することとしつつ、時間区分③は学校休業日のみ算定可とする
- 「支援の提供時間」は、現に支援に要した時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間（個別支援計画において定めた提供時間）とする。ただし、現実の提供時間が個別支援計画において定めた時間より短い場合について、事業所都合により支援が短縮された場合は、現に支援に要した支援時間により算定する。一方、障害児や保護者の事情により支援が短縮された場合には、個別支援計画において定めた時間により算定するが、個別支援計画に定めた支援の内容や提供時間が、実際の支援の提供と合致しない場合には、速やかに個別支援計画の見直し・変更を行うことを求める
- 支援の提供時間は、30分以上5時間以下の間で定めることを基本とする。30分未満の支援については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で市町村が認めた場合に限り、算定可能とする。また、5時間以上の支援については、預かりニーズに対応した延長支援として、延長支援加算により評価を行う
- 主として重症心身障害児を通わせる事業所、共生型、基準該当の基本報酬については、時間区分は導入しない。また、児童発達センターの一元化にともない、旧基準により運営する旧主として難聴児を通わせる児童発達支援センターについては時間区分を導入、旧医療型児童発達支援センター、旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターについては、時間区分は導入しない
- 本見直しに伴い、放課後等デイサービスの欠席時対応加算（Ⅱ）は廃止。なお、開所時間減算については変更なし（適用される）

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 15 日

各
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市

障害児支援主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う

児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定においては、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価を行う観点から、極めて短時間の支援（30 分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の障害児の支援時間に応じた評価が可能となるよう、時間区分を創設することとしました。あわせて、延長支援加算についても見直しを行い、5 時間（放課後等デイサービスについては、平日は 3 時間）を超える長時間の支援については、預かりニーズへの対応として、延長支援加算により評価を行うこととなります（※）。

また、適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「運営基準」という。）において、児童発達支援ガイドライン等に基づく 5 領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」をいう。以下同じ。）の視点を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、個別支援計画等において 5 領域とのつながりを明確化した上で支援を提供いただくこととなります。あわせて、支援については、インクルージョン（障害児の地域社会への参加・包摂）の観点も踏まえた内容とし、この点についても個別支援計画に記載していくことが求められます。

そこで、令和 6 年 4 月以降の具体的な取扱いについて、下記のとおりお示するとともに、本改定の内容を踏まえた個別支援計画の参考様式について、別紙 1「個別支援計画参考様式」を、また、あわせて計画時間等の記載例を別紙 2 のとおりお示しいたします。（なお、別紙 1 の 1 枚目の記載にあたっての留意点及び記載例についても、追ってお示しいたします。）

都道府県におかれましては、御了知の上、市町村及び管内の児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業者にも周知をお願いいたします。

（※） 時間区分の創設及び延長支援加算の見直しについては、主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所において重症心身障害児に対し支援を行う場合、共生型又は基準該当の場合、旧主として重症心身障害児児童発達支援経過的給付費又は旧医療型児童発達支援経過的給付費の場合を除く。

記

1. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（時間区分の創設、延長支援加算の見直し、総合的支援の推進、インクルージョンの推進）

（1）基本報酬における時間区分の創設について

令和6年4月以降は、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬において、時間区分が創設される。

（児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける時間区分）

時間区分	計画時間
時間区分1	30分以上1時間30分以下
時間区分2	1時間30分超3時間以下
時間区分3	3時間超5時間以下

※ 放課後等デイサービスについては、学校休業日のみ時間区分3を算定可能。

（改定後の基本報酬の取扱いについて）

- ・個別支援計画に、個々の障害児の日々の支援について、支援に要する時間（以下「計画時間」という。）を定め、当該計画の時間に応じて基本報酬を算定することを基本とする。
- ・計画時間よりも、実際に支援に要した支援時間（以下「実利用時間」という。）が短くなった場合においては、
 - ① 利用者の都合により支援時間が短縮された場合については、計画時間により算定すること。
 - ② 事業所の都合により支援時間が短縮された場合については、実利用時間により算定すること。
- ・極めて短時間の支援（30分未満）は、算定対象から原則除外することとしているが、周囲の環境に慣れるために支援を短時間にする必要がある等の理由により、市町村（特別区を含む。）が認めた場合には、計画時間で30分未満の支援についても算定を可能とする。
- ・実利用時間については、サービス提供実績記録票において記録することが必要であり、計画時間と実利用時間に乖離がある状態が継続する場合には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと。

（2）延長支援加算の見直しについて

現行の延長支援加算については、事業所の運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、当該営業時間の前後に支援を行った場合に算定するものとしているが、基本報酬

における時間区分の創設とあわせて、延長支援加算を見直し、5時間（放課後等デイサービスについては、平日は3時間）を超える長時間の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行うこととなる。

なお、基本報酬に時間区分を創設していない、主として重症心身障害児を通わせる事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う場合等については、従前の延長支援加算と同様の取扱いとなるため留意すること。

見直し後の延長支援加算の取扱い及び単位は以下のとおりである。

（改定後の延長支援加算の取扱い）

- 基本報酬において、上限となる5時間（放課後等デイサービスについては、平日は3時間）の発達支援を行うのに加え、当該支援の前後に預かりニーズに対応した延長支援を計画的に行った場合に、計画した時間に応じて算定できるものとするが、計画時間よりも、実際に延長支援に要した時間が短くなった場合においては、基本報酬とは異なり、その理由の如何に関わらず、実利用時間により算定すること。
- 延長支援の算定に当たっては、1時間以上の延長支援を行うことを前提とした体制を設ける等、計画的な実施が求められることに留意すること。
- 計画時間の前後に延長支援加算を算定する場合には、前後いずれも1時間以上となるよう計画的に実施する必要がある、前後の時間を合算して1時間以上では算定できないものであることに留意すること。
- 延長支援時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上（うち1人以上は運営基準に定める人員を配置すること。児童発達支援管理責任者でも可。）の配置をすること。
- 延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合により延長支援時間が計画よりも短くなった場合に限り算定できるものとする。
- 延長支援時間については、個別支援計画に定めることを基本とするが、延長支援を利用する中で、具体的な利用の計画にない、緊急的に生じた預かりニーズに対応するための延長支援については、急遽延長支援を必要とした理由等について記録を残すことにより算定できるものとする。ただし、急遽延長支援を行うような状況が続く場合については、速やかに個別支援計画の見直し・変更を求めるものとする。

（改定後の延長支援加算の単位）

	障 害 児	重症心身障害児 医療的ケア児
1 時間以上 2 時間未満	92 単位/日	192 単位/日
2 時間以上	123 単位/日	256 単位/日
30 分以上 1 時間未満	61 単位/日	128 単位/日

(3) 総合的な支援の推進とインクルージョンの推進

本改定においては、適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、運営基準において、児童発達支援ガイドライン等に基づく5領域の視点を全て含めた総合的な支援を提供することを基本としたところであり、支援内容について、個別支援計画等においても5領域とのつながりを明確化した上で支援を提供いただくこととなる。

また、インクルージョンに向けた取組を推進する観点から、運営基準において、事業所に対し、保育所等との併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めることとしたところであり、個別支援計画において、具体的な取組等について記載し、実施いただくこととなる。

2. 令和6年4月以降の個別支援計画について

(1) 新たな記載事項と参考様式について

令和6年4月以降は、1の改定事項を踏まえ、個別支援計画に、新たに以下の事項を記載することが求められる。

- ・時間区分の導入（1（1））に伴う、個々の障害児の日々の支援に係る計画時間等
- ・延長支援加算の見直し（1（2））に伴う、個々の障害児の日々の延長支援時間等
- ・個々の障害児の5領域との関連性を明確にした支援内容及びインクルージョンの観点を踏まえた取組等（1（3））

令和6年4月以降の個別支援計画については、これらを盛り込んだ別紙1「個別支援計画参考様式」を活用し、作成・見直しを行われたい。なお、記載にあたっての留意点及び記載例について、追ってお示しする。

また、別途、児童発達支援及び放課後等デイサービスガイドラインの改定を進めており、個別支援計画の参考様式（別紙と同様）、総合的な支援の提供に関してのアセスメントや支援の実施における視点、インクルージョンの観点を踏まえた事業所の取組・支援などについて、改めてお示しする予定である。

(2) 令和6年4月から10月までの取扱いについて（経過措置）

個別支援計画の見直し等については、通常の見直し期間（6ヶ月に1回以上）を踏まえると、一定の期間を要すると考えられることから、令和6年10月31日までの間は、別紙「個別支援計画参考様式」の2枚目の「個別支援計画別表」を活用し、個々の障害児の計画時間及び延長支援に要する時間等を定め、現行の個別支援計画とあわせることにより対応すること（支援内容の5領域との関連性の明確化及びインクルージョンの観点からの記載は個別支援計画の見直しのタイミングで行うこととし、基本報酬と延長支援加算の算定に必要な計画時間・延長支援時間等の記載のみを別表で追加すること）を可能とする（記載例について別紙2参照）。計画時間については、あらかじめ保護者に説明の上、同意を得ること。また、延長支援については、あらかじめ保護者に説明の上、

必要性について確認するとともに、延長支援時間について同意を得ること。

この経過措置の対象となる障害児は、令和6年4月30日までに当該事業所の利用を開始している障害児とする。令和6年5月以降に新規で利用する障害児については、2（1）の全ての記載事項を踏まえた個別支援計画の作成が必要であることに留意すること。

なお、経過措置により対応を行う事業所において、当該経過措置の期限は10月31日までとしているが、当該期限までに見直しのタイミングが訪れる個別支援計画については、順次、2（1）の全ての記載事項を踏まえた個別支援計画に見直していただくようお願いする。

また、経過措置により対応を行う場合であっても、支援内容について総合的な支援を基本とすること及びインクルージョンの観点も踏まえることに留意すること。

3. その他

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における各種加算の創設及び見直しに伴い、事業所の運営規程や重要事項説明書等の変更も必要となると考えられるが、各種書類の変更や利用者への説明等については一定の期間を要すると考えられる。そのため、令和6年4月1日までに全て書類の変更や利用者への説明等が済んでいる必要はないが、その場合であっても、令和6年4月以降、順次、速やかに手続を進めていただくようお願いする。

以上

【本件担当】

こども家庭庁支援局障害児支援課 障害児支援係

T E L : 03-3539-8345

E-mail : shougaishien.shougaijishien@cfa.go.jp

⑦自己評価・保護者評価の充実（基準）〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

- 自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、運営基準等において、実施方法を明確化する。

運 営 基 準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【見直し】

- 指定児童発達支援事業者は、支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価（自己評価）を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）を受けて、その改善を図らなければならない。（第26条第6項・見直し）
- 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（同条第7項・見直し）

※第71条により、指定放課後等デイサービス事業についても準用

ポ イ ン ト

- 自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で自己評価を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）を受けて、その改善を図らなければならないこととしたもの
- また、指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価と保護者評価の内容及びこれらの評価を受けて行う改善の内容について、保護者に示すとともに、インターネットの利用等により公表しなければならないこととしたもの
- 自己評価・保護者評価の参考様式や実施手順については、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」でお示ししているところ、これらガイドラインの改定とあわせて、改定してお示しする予定（令和6年度早期に改定・発出予定）

① 児童発達支援の強度行動障害児支援加算【見直し】〔児童発達支援〕

- 強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。

単位数（新旧）

【現行】

強度行動障害児支援加算 155単位／日
 ※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行った場合



【改定後】

強度行動障害児支援加算 200単位／日
（加算開始から90日以内の期間は、さらに+500単位／日）
 ※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

ポイント

要・市町村による児の判定 / 要・都道府県への基準適合の届出

- 本加算は、指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、従業者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの
【対象となる児】
 - ・強度行動障害を有する児（児基準20点以上）**【主な要件】**
 - ・実践研修修了者を1以上配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）し、支援計画シートを作成
 ※対象児が他の通所支援事業所も利用している場合、当該事業所と情報交換を行って進めるよう努めること
 - ・配置基準上の従業者による支援計画シートに基づく支援（基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者が原則2回の支援ごとに1回以上の頻度で、当該児の観察及び支援計画シートに基づき支援が行われていることを確認すること、その他の従業者が行う場合にあっては、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと）
 - ・共生型児童発達支援事業所については、児童発達支援管理責任者を置いている場合にのみ算定可能とする
- 改定後の加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間はさらに500単位を加算することができる。これは、初期段階には当該児童に対して手厚い支援を要するためであり、当該期間中において、加算対象となる障害児に応じた環境調整・支援計画シートに基づいた支援を適切に行うこと
- 支援計画シートについては、3月に一回程度の頻度で見直しを行うこととする

【参照法令等】

報酬告示：別表第1の8の2（児発）
 基準告示（270）：1の7（対象）、1の8（支援）

②放課後等デイサービスの強度行動障害児支援加算【見直し】〔放課後等デイサービス〕

- 強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実するとともに、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】

強度行動障害児支援加算 155単位／日

※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行った場合



【改定後】

強度行動障害児支援加算(Ⅰ)（児基準20点以上） 200単位／日…①

強度行動障害児支援加算(Ⅱ)（児基準30点以上） 250単位／日…②

（加算開始から90日以内の期間は、さらに+500単位／日）

※①強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

②強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準30点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

ポイント

要・市町村による児の判定
要・都道府県への基準適合の届出

- 加算Ⅰは、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、配置基準上の従業者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの。
【対象となる児】強度行動障害を有する児（児基準20点以上）
【主な要件】
- ・実践研修修了者を1以上配置（常勤・常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）し、支援計画シートを作成…①
 - ・配置基準上の従業者による支援計画シートに基づく支援（基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者が原則2回の支援ごとに当該児の観察及び支援計画シート等に基づき支援が行われていることを確認すること、その他の従業者が行う場合にあっては、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと）…②
 - ・共生型放課後等デイサービス事業所については、児童発達支援管理責任者を置いている場合のみ算定可能とする…③
- 加算Ⅱは、強度行動障害支援者養成研修（中核人材）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シート等の作成に係る助言を行い、当該修了者又は実践研修修了者が助言を踏まえた支援計画シートを作成した上、配置基準上の従業者が当該児に対して支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの
【対象となる児】強度行動障害を有する児（児基準30点以上）
【主な要件】・①～③に加え、中核的人材研修修了者の配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）、中核的人材研修修了者による助言
- 改定後の加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間はさらに500単位を加算することができる。これは、初期段階には当該児童に対して手厚い支援を要するためであり、当該期間中においては、加算対象となる障害児に応じた環境調整・支援計画シートに基づいた支援を適切に行うこと
- 支援計画シートについては、3月に一回程度の頻度で見直しを行うこととする

3. (3) ケアニーズの高い児への支援の充実

① 児童発達支援の個別サポート加算（Ⅰ）【見直し】〔児童発達支援〕

- 個別サポート加算（Ⅰ）について、保護者の負担軽減・事務の効率化の観点から、基本報酬に包括化して評価することとした上で、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合に評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】

個別サポート加算（Ⅰ） 100単位／日

- ※ 著しく重度又は行動上課題のあるケアニーズの高い障害児（乳幼児等サポート調査表で食事・排せつ・入浴・移動が一定の区分に該当）に対して支援を行った場合（主として重症心身障害児が利用する事業所を除く）



【改定後】

個別サポート加算（Ⅰ） 120単位／日

- ※ 重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援を行った場合
（主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く）

ポイント

要・市町村による児の判定

- 本加算は、著しく重度の障害児に対し、児童発達支援を行った場合に算定するもの
【対象となる児】※現行とは異なることに留意（乳幼児等サポート調査表は廃止）
- ①重症心身障害児
 - ②身体に重度の障害がある児童（1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児）
 - ③重度の知的障害がある児童（療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害児）
 - ④精神に重度の障害がある児童（1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児）
- 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の基本報酬を算定している場合については、本加算を算定しない

【参照法令等】

報酬告示：別表第1の9（児発）

②放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）【見直し】〔放課後等デイサービス〕

- 個別サポート加算（Ⅰ）について、行動障害の予防的支援を充実させる観点から、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合の評価の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】

個別サポート加算（Ⅰ） 100単位/日

- ※ 著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助）又はケアニーズの高い（就学時サポート調査表13点以上）障害児に対して支援を行った場合（主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く）



【改定後】

個別サポート加算（Ⅰ） 90単位/日…①

120単位/日…②

- ※①ケアニーズの高い障害児に対して支援を行った場合
②ケアニーズの高い障害児に対して強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置し支援を行った場合、又は著しく重度の障害児に対して支援を行った場合（いずれも主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く。）

ポイント

要・市町村による児の判定（ケアニーズの高い児／著しく重度の児）

要・都道府県への基準適合の届出（強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の配置・支援による加算を受ける場合）

- 本加算は、これまでの個別サポート加算(Ⅰ)同様、著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い就学児を対象としながら、行動障害の予防的支援を充実させる観点から、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、重度障害児への支援を充実させる観点から、それぞれのこどもの状態像や体制に応じて加算をするもの

【対象となる児】※これまでと変更なし

①ケアニーズの高い障害児 90単位/日

就学児サポート調査表【厚生労働大臣の定める基準（平24厚労告270・第8号の4）】の各項目において算出した合計が13点以上の障害児

②著しく重度の障害児 120単位/日

就学児サポート調査表において、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするとされた障害児

- 上記①の障害児に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置（常勤換算ではなく単なる配置で可。児発管は不可）して、当該者が支援を行った場合には、さらに30単位を加算（合計120単位）するものとする。ただし、強度行動障害児支援加算を算定している場合には算定しない

- 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合の基本報酬を算定している場合については、本加算を算定しない

【参照法令等】

報酬告示：別表第3の7（放デイ）

施設基準告示（269）：10（基礎研修修了者の配置） 基準告示（270）：8の4（対象児）、8の4の2（支援の基準）、8の4の3（対象児）

③個別サポート加算（Ⅱ）【見直し】〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

- 要支援・要保護児童への支援の充実を図る観点から、個別サポート加算（Ⅱ）について、こども家庭センターやサポートプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】

個別サポート加算（Ⅱ） 125単位／日

※ 要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所等と連携（支援の状況等を年1回以上共有）し支援を行った場合



【改定後】

個別サポート加算（Ⅱ） 150単位／日

※ 要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所やこども家庭センター等と連携（支援の状況等を6月に1回以上共有）し支援を行った場合

ポイント

- 本加算は、要保護・要支援児童に対して、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所やこども家庭センター等と連携して支援を行った場合に算定するもの。ただし、これらの支援の必要性について、保護者に説明することが適当ではない場合があることから、本加算の趣旨等について理解した上で、本加算の算定について慎重に検討すること

【対象となる児】

- ・ 要保護・要支援児童（児童相談所やこども家庭センター等の機関と連携して支援を行う必要がある障害児）

【主な要件】

- ・ 児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師（連携先機関等）と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、児童発達支援計画に位置づけ、通所給付決定保護者の同意を得ること
- ・ 連携先機関等と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと
- ・ 支援の状況等を6月に1回以上関係機関と共有すること。その記録を文書で保管すること
- ・ 市町村から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答すること

- 本加算を算定している場合にあっても、同じ観点からの関係機関等との連携については、関係機関連携加算（Ⅲ）は算定できない

【参照法令等】

報酬告示：別表第1の9（児発）、別表第3の7（放デイ）

①個別サポート加算(Ⅲ)【新設】〔放課後等デイサービス〕

- 継続的に学校に通学できない児童（不登校児童）への支援の充実を図る観点から、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

個別サポート加算(Ⅲ)【新設】 70単位/日

※不登校の状態にある障害児に対して、学校との連携の下、家族への相談援助等を含め、支援を行った場合

ポイント

- 本加算は、放課後等デイサービスにおいて、不登校の状態にある障害児について、学校及び家族等と緊密に連携を図りながら放課後等デイサービスを行った場合に算定するもの

【対象となる児童】

- ・ 不登校の状態にある障害児とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、長期間継続的もしくは断続的に欠席している児童（病気や経済的な理由による者は除く）」であって、学校と情報共有を行い、事業所と学校の間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要と判断された児童とする

【主な算定要件】

- ・ あらかじめ保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置づけて支援を行うこと。個別支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成を行うこと
- ・ 学校との情報共有を、対面又はオンラインで、月に1回以上行うこと。その要点について記録を行い学校に共有すること（当該連携について関係機関連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)の算定は不可）
- ・ 家族への相談援助（居宅への訪問、対面、オンラインいずれの方法でも可）を月に1回以上行うこと。障害児や家族の意向、状況の把握と、支援の実施状況等の共有を行い、その要点について記録を行うこと（当該相談援助について家族支援加算の算定は不可）
- ・ 学校との情報共有において、障害児の不登校の状態について確認を行い、障害児等の状態や登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の要否について検討を行うこと（その結果、本加算による支援を終える場合であっても、その後の支援において学校との連携に努めること）
- ・ 市町村（教育担当部局又は障害児支援担当部局）から、家庭や学校との連携状況や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答すること

【参照法令等】

報酬告示：別表第3の7（放デイ）

個別サポート加算（Ⅲ）を算定している場合の計画時間及び延長支援時間の取扱いについて

別紙

	9時-10時	10時-11時	11時-12時	12時-13時	13時-14時	14時-15時	15時-16時	16時-17時	17時-18時
	授業時間帯である時間								
参考 通常利用の障害児の場合							計画時間 (時間区分2で算定)		
例1-① 本加算を算定しており、午前から利用する場合（前半を延長支援で算定する場合）		延長支援時間 (2時間以上で算定)					計画時間 (時間区分2で算定)		
例1-② 本加算を算定しており、午前から利用する場合（前半を計画時間で算定する場合）		計画時間 (時間区分2で算定)			延長支援時間 (2時間以上で算定)				
例2-① 本加算を算定しており、午後から利用する場合（前半を延長支援で算定する場合）					延長支援時間 (2時間以上で算定)		計画時間 (時間区分2で算定)		
例2-② 本加算を算定しており、午後から利用する場合（前半を計画時間で算定する場合）					計画時間 (時間区分2で算定)			延長支援時間 (2時間以上で算定)	
例③ 本加算を算定しており、授業終了後から利用する場合							計画時間 (時間区分2で算定)		
参考 本加算を算定していない場合	本加算を算定していない場合で、当該時間帯に支援を必要とする場合には、本加算の枠組みの下で支援を進めること。						計画時間 (時間区分2で算定)		

【留意点】

- 授業時間帯である時間内において、個別支援計画に計画時間（発達支援を提供する時間）を位置づけることも可能とする（この場合においては、計画時間を3時間超過した以降の時間帯が延長支援時間となる。）。ただし、本来であれば学校において教育が提供される時間帯であることから、学校及び家庭との連携を図るとともに、こども本人の意思を尊重しながら、必要性について十分に検討を行った上で個別支援計画に位置づけること。
- 学校や家庭との連携が図られていない状況下で、授業時間帯である時間に、発達支援又は延長支援が提供されることは想定していない。そのため、授業時間帯である時間内に、計画時間又は延長支援時間を個別支援計画に位置づけることが必要な状況が生じている場合には、学校及び家庭と必要な連携を図り、本加算の枠組みの下で支援を進めるよう取り組むこと。

① 延長支援加算の見直し〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

- 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行う。
- 延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】延長支援加算

営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置）

対象者/時間	1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上
障害児	61単位/日	92単位/日	123単位/日
重症児	128単位/日	192単位/日	256単位/日



【改定後】延長支援加算

基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（5時間※1）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合（職員を2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者を含む）を配置）

対象者/時間	1時間以上 2時間未満	2時間以上	30分以上 1時間未満（※2）
障害児	92単位/日	123単位/日	61単位/日
重症児 医ケア児	192単位/日	256単位/日	128単位/日

（※1）放課後等デイサービスについては平日3時間、学校休業日5時間

（※2）延長時間30分以上1時間未満の区分は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能

ポイント

要・市町村による児の判定（重症児・医ケア児の場合）
要・都道府県への基準適合の届出

- 本加算は、発達支援に加えて、支援の前後に預かりニーズに対応した支援（延長支援）を計画的に行った場合に算定するもの

【主要要件】

- ・ 支援時間が5時間（放デイ平日は3時間）である児を受け入れることとしていること
- ・ 運営規程に定められている営業時間が6時間以上であること（放デイ平日は除く）
- ・ 障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由を確認するとともに、あらかじめ保護者の同意を得ること
- ・ 上記の支援時間による支援の前後に、個別支援計画に位置付けて（※）延長支援（1時間以上）を行うこと（※）支援が必要な理由、延長支援時間
- ・ 延長支援を行う時間帯に職員を2（対象児が10人を超える場合は、2に10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上配置していること（うち1人以上は基準により置くべき職員（児発管含む）とすること。医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること）
- ・ 延長支援を行った場合、実際に要した延長支援時間の記録を行うこと

- 延長支援時間は1時間以上で設定すること。支援の前後ともに延長支援を行う場合はいずれも1時間以上とすること

- 算定は実際に要した延長支援時間の区分で算定する。ただし、あらかじめ定めた時間よりも長くなった場合は、あらかじめ定めた時間で算定する。児童又は保護者の都合により延長支援時間が1時間未満となった場合は、1時間未満の区分での算定が可能（この場合でも30分以上の支援時間であることが必要）

- 延長支援を計画的に行う中で、予定していた日以外に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にも算定が可能（当該理由及び延長支援時間について記録）。急な延長支援を行う状況が継続する場合には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所で支援を受けている重症心身障害児や共生型事業所等で支援を受けている障害児については、基本報酬において時間区分を設けていないため、従前のおり、事業所の営業時間（8時間以上）の前後で支援が行われた場合に、その支援時間に応じた加算となる（ただし、当該時間帯の体制については、職員2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員）であることを求める

①福祉・介護職員等処遇改善加算【見直し・新設】〔障害児通所支援・訪問支援・入所施設〕※児者共通

- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員等の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化するとともに、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、加算率を引き上げる（経過措置区分として、令和6年度末まで現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを行う）
- 新加算においては、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一する（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める）
- 月額賃金の改善に関する要件を見直し、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金に充てることとする
- 令和7年度に、職場環境等要件の見直しを行う ○ 福祉・介護職員以外の職員の処遇改善にもつながるよう、基本報酬を見直す

単 位 数

【改定後】福祉・介護職員等処遇改善加算【見直し・新設】 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる									
児童発達支援	加算Ⅰ：13.1%	Ⅱ：12.8%	Ⅲ：11.8%	Ⅳ：9.6%	福祉型障害児入所	加算Ⅰ：21.1%	Ⅱ：20.7%	Ⅲ：16.8%	Ⅳ：14.1%
放課後等デイサービス	加算Ⅰ：13.4%	Ⅱ：13.1%	Ⅲ：12.1%	Ⅳ：9.8%	医療型障害児入所	加算Ⅰ：19.1%	Ⅱ：18.7%	Ⅲ：14.8%	Ⅳ：12.7%
居宅訪問型児童発達支援	加算Ⅰ：12.9%	Ⅱ：－	Ⅲ：11.8%	Ⅳ：9.6%					
保育所等訪問支援	加算Ⅰ：12.9%	Ⅱ：－	Ⅲ：11.8%	Ⅳ：9.6%	（※旧医療型児発 加算Ⅰ：17.6% Ⅱ：17.3% Ⅲ：16.3% Ⅳ：12.9%）				

ポ イ ン ト

- 新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める）
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。なお、それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める
- 新加算は令和6年6月から施行（令和6年2月から5月までについては令和5年度補正予算事業により対応）。また、令和6年度末までの経過措置として、現行3加算の加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを受けることができるよう、新加算Ⅴ（1）～Ⅴ（14）を新設

加算率（※）		既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字		対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
【13.1%】	新加算（福祉・介護職員等処遇改善加算）	Ⅰ	新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【8.1%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【2.0%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【12.8%】		Ⅱ	新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】（令和7年度） ＝ ダブルアップなどの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【8.1%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【1.0%】 c. ベースアップ等支援加算【2.0%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【11.8%】		Ⅲ	新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【8.1%】 b. ベースアップ等支援加算【2.0%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【9.6%】		Ⅳ	・ 新加算（Ⅳ）の1/2以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】（令和7年度） ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【5.9%】 b. ベースアップ等支援加算【2.0%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

（※）加算率等は児童発達支援の例

【参照法令等】報酬告示（通所）：別表第1の13（児発）、別表第3の11（放デイ）、別表第4の4（居宅）、別表第5の3（保育所等訪問）等

報酬告示（入所）：別表第1の10（福祉型）、別表第2の6（医療型） 基準告示（270）：2（児発） 9（放デイ） 10の3（居宅） 11（保育所等訪問） 16（福祉型） 18（医療型）

③虐待防止措置未実施減算【新設】〔全サービス〕※児者共通

令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

虐待防止措置未実施減算【新設】

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

ポイント

- 本減算は、運営基準で求められる虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合（以下に該当する場合）に基本報酬を減算するもの。
 - ①虐待防止委員会を定期的に（1年に1回以上）開催していない場合
※法人単位での開催可。身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること可。テレビ電話装置等を活用しての実施可。
 - ②虐待の防止のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施していない場合
 - ③虐待防止措置（上記①②）を適切に実施するための担当者を配置していない場合
- 基準を満たしていない状況が確認された場合には、都道府県に対して、速やかに改善計画を提出し、3月後に改善計画に基づく改善状況の報告を行うことを求める
- 複数の減算事由に該当する場合であっても、減算率は1%。事実が生じた日の翌月から改善が認められた月までの間について減算
※「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである

【参照法令等】

報酬告示（通所）：別表第1の1の注5の2（児発）、別表第3の1の注6の2（放デイ）、別表第4の1の注6（居宅訪問型児発）、別表第5の1の注5（保育所等訪問）等
報酬告示（入所）：別表第1の1の注3の2（福祉型）、別表第2の1の注3の2（医療型）

④ 身体拘束廃止未実施減算【見直し】〔障害児通所支援、訪問支援、入所施設〕※児者共通

- 施設・居住系サービスについて、身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。
また、訪問・通所系サービスについて、減算額を見直す。

単位数（新旧）

【現行】

身体拘束廃止未実施減算
基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を
所定単位数から減算する。



【改定後】

身体拘束廃止未実施減算
（障害児入所施設）基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。
（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）
基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

ポイント

- 本減算は、運営基準で求められる身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合（以下に該当する場合）に、基本報酬を減算するもの。
- ① 身体拘束等を行う場合であって、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の事項を記録していない場合
※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件全てを満たし、かつ組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない
 - ② 身体拘束適正化検討委員を定期的に（1年に1回以上）開催していない場合
※法人単位での開催可。虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること可。テレビ電話装置等を活用しての実施可。
 - ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
 - ④ 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施していない場合
- 基準を満たしていない状況が確認された場合には、都道府県等に対して、速やかに改善計画を提出し、3月後に改善計画に基づく改善状況の報告を行うことを求める
- 複数の減算事由に該当する場合であっても、減算率は10%又は1%。事実が生じた日の翌月から改善が認められた月までの間について減算
※「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。

【参照法令等】

報酬告示（通所）：別表第1の1の注5（児発）、別表第3の1の注6（放デイ）、別表第4の1の注5（居宅訪問型児発）、別表第5の1の注4（保育所等訪問）等
報酬告示（入所）：別表第1の1の注3（福祉型）、別表第2の1の注3（医療型）

⑤個別支援計画の共有（基準）【児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援】※児者共通

- 指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定障害児相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

運 営 基 準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設】

- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を行う者に交付しなければならない。（第27条第7項・新設）

※第71条、第71条の14、第79条により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業、指定保育所等訪問事業についても準用

ポ イ ン ト

- 本基準は、障害児の状況を踏まえた障害児支援利用計画の作成を促進する観点から、個別支援計画について、保護者に加えて、当該保護者が利用する指定障害児相談支援事業所にも交付することとしたもの
- なお、児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の内容も踏まえた障害児支援利用計画の作成その他支援を可能とする観点から、個別支援計画の交付先である指定障害児相談支援事業所が実施するサービス担当者会議に参加し、障害児に係る必要な情報を共有するよう努めること

⑧業務継続計画未策定減算【新設】〔全サービス〕※児者共通

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

業務継続計画未策定減算【新設】

以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。ただし、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

（減算単位）所定単位数の3%を減算（対象サービス：障害児入所施設）

所定単位数の1%を減算（対象サービス：児童発達支援、放課後等デイサービス、

居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援）

ポイント

- 本減算は、運営基準で求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、基本報酬を減算するもの
- 複数の減算事由に該当する場合であっても、減算率は所定のものとする
- 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、令和7年3月31日までの間は減算は適用されない。また、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設については、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の両方の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間は減算は適用されない

【参照法令等】

報酬告示（通所）：別表第1の1の注6（児発）、別表第3の1の注6の3（放デイ）、別表第4の1の注7（居宅訪問型児発）、別表第5の1の注5の2（保育所等訪問）等

報酬告示（入所）：別表第1の1の注3の3（福祉型）、別表第2の1の注3の3（医療型）

(業務継続計画未策定減算①)

問 14 業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。

(答)

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。

なお、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではないが、その趣旨を鑑み、これらの業務継続計画の周知等の取組についても適切に実施していただきたい。

(業務継続計画未策定減算②)

問 15 行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

(答)

業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。

例えば、生活介護事業所が、令和6年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和6年10月からではなく、令和6年4月分の報酬から減算の対象となる。

また、居宅介護事業所等の令和7年4月から業務継続計画未策定減算の対象となるサービスの事業所について、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月分の報酬から減算の対象となる。

(障害者支援施設等感染対策向上加算の取り扱い)

問 16 「第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること」とあるが、第二種協定指定医療機関である医療機関をどのように把握すればよいか。また、診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行っている医療機関をどのように把握すればよいか。

(答)

都道府県と医療機関の医療措置協定の締結は令和6年4月から9月末まで

⑨情報公表未報告減算【新設】〔全サービス〕※児者共通

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

単位数（新旧）

要・都道府県への基準適合の届出

【現行】
なし

【改定後】

情報公表未報告減算【新設】

- ※児童福祉法第33条の18の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。
- ・所定単位数の10%を減算（対象サービス：障害児入所施設）
 - ・所定単位数の5%を減算（対象サービス：障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

施行規則

※児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）

【新設】

- 都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から児童福祉法第33条の18の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。
- ※第18条の27・28（児発）、第18条の29（放デイ）、第18条の29の2（居宅訪問型児発）、第18条の30（保育所等訪問支援）、第25条の21（障害児入所施設）、第25条の26の6（障害児相談支援）

ポイント

- 児童福祉法第33条の18においては、①事業者は、支援の提供を開始しようとするとき、支援の内容及び事業者・施設の運営状況に関する情報を都道府県知事に報告すること、②都道府県知事等は、当該報告の内容を公表すること を求めている
（障害福祉サービス等情報公表制度。WAMNETの障害福祉サービス等事業所情報検索システムを通じて報告・公表）
- 本減算は、事業者が当該報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、基本報酬について所定単位数から減算するもの
- 本基準は、都道府県知事等が、指定更新申請時に、事業者が当該報告を行っていることを確認することとするもの。

【参照法令等】

報酬告示（通所）：別表第1の1の注6の2（児発）、別表第3の1の注6の4（放デイ）、別表第4の1の注8（居宅訪問型児発）、別表第5の1の注6（保育所等訪問）等
 報酬告示（入所）：別表第1の1の注3の4（福祉型）、別表第2の1の注3の4（医療型）

に確認の上、参加すること。

また、これらのカンファレンス等 については、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーション（ビデオ通話）が可能な機器を用いて参加しても差し支えない。

（障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）の取り扱い）

問 18 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）について、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う実地指導の具体的な内容について示されたい。

（答）

実地指導の内容について限定するものではないが、以下のものが挙げられる。

- ・ 施設等の感染対策の現状の把握、確認（施設等の建物内の巡回等）
- ・ 施設等の感染対策状況に関する助言・質疑応答
- ・ 個人防護具の着脱方法の実演、演習、指導等
- ・ 感染疑い等が発生した場合の施設等での対応方法（ゾーニング等）に関する説明、助言及び質疑応答
- ・ その他、施設等のニーズに応じた内容

なお、単に、施設等において机上の研修のみを行う場合には算定できない。

（情報公表未報告減算①）

問 19 情報公表未報告減算の適用要件について、留意事項通知では「・・・報告を行っていない事実が生じた場合に、その月の翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで・・・（中略）・・・減算することとする」とあるが、「報告を行っていない事実が生じた場合」とは、どのような場合を想定しているのか。

（答）

「報告を行っていない事実が生じた場合」とは、情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていないことが、都道府県等・事業所において確認された場合に、未報告の時点に遡って減算の対象とすることを想定している。

具体的には、関連通知の別添（※）に掲げる必須の報告項目について未報告であることが、指定更新や運営指導等の際に確認され、都道府県等が報告するよう指導したにも関わらず、事業所が報告を行わない場合に減算を適用することとする。

ただし、事業所が報告することができないやむを得ない事情（災害等）があった場合には、減算の対象としないこととして差し支えない。

また、都道府県等の確認のタイミング等については、各都道府県等の実情に

応じて設定して差し支えない。なお、障害者総合支援法施行規則第34条の7第6項等において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等から指定更新に係る申請があった際には、当該事業者から情報公表対象サービス等情報に係る報告がされていることを確認するものとされており、適切に対応すること。

例えば、〇県が8月に報告状況を確認し、事業所に確認等をした結果、令和6年4月以前から未報告であることが判明した場合、令和6年4月分の報酬から減算の対象となる。

(※) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）の別表第1号及び別表第2号並びに児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の別表第2及び別表3に掲げる項目

（具体的内容は「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」（障障発0423第1号 平成30年4月23日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の別添1及び別添2を参照）

（情報公表未報告減算②）

問20 情報公表未報告減算は、年に1回の更新が必要であるが、新規指定時以降、一度でも公表しており、年に1回の更新が行われていない場合は減算の対象となるのか。

（答）

新規指定時以降、情報公表制度に基づく報告を行っていれば減算の対象とはならないが、情報公表対象サービス等情報に変更が生じた場合の更新についても、利用者への情報提供等の情報公表制度の趣旨も踏まえ、適切に対応いただきたい。

（情報公表未報告減算③）

問21 新規指定事業所については、いつまでに報告を行っていればよいのか。

（答）

新規指定事業所における報告期限等については、各都道府県等の実施要綱において定められていることから、その実施要綱において定められている報告期限の翌月から減算の対象となる。

（情報公表制度・指定更新時の確認）

問22 都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業所等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法

第 76 条の 3 の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認することとされているが、必須の報告項目が一部でも未報告の場合、指定の更新を行ってよいか。

(答)

指定の更新の申請があった際、情報公表に係る必須の報告項目の一部又は全部が未報告である場合には、都道府県等において、未報告の事情を個別に確認し、適切に報告が行われるよう指導した上で、更新の手続を行うこと。ただし、事業所が報告することができないやむを得ない事情があると判断した場合は、必須項目の一部又は全部が未報告であっても指定の更新を行って差し支えない。

(補足給付に係る基準費用額の見直しに係る受給者証の取扱い)

問 23 特定障害者特別給付費等（補足給付）に係る食費等の基準費用額が 54,000 円から 55,500 円に改定されるが、当該改定に伴い、受給者証を再発行する必要があるか。

(答)

現在、改定前の基準費用額（54,000 円）を基に算定された特定障害者特別給付費等の額（以下「改定前補足給付費額」という。）が受給者証に記載されているが、令和 6 年 3 月 31 日以前に発行した受給者証については、必ずしも同日までに再交付等する必要はなく、発行済みの受給者証に記載された改定前補足給付費額を改定後の基準費用額（55,500 円）を基に算定された特定障害者特別給付費の額（以下「改定後補足給付費額」という。）に読み替えて対応して差し支えない。

なお、令和 6 年 4 月 1 日以降に交付する受給者証については、改定後補足給付費額を記載して発行する必要があるのでご留意いただきたい。

また、国保連合会での的確な審査支払のため、4 月分のサービス利用にかかる受給者異動連絡票情報を改定後補足給付費額に修正のうえ、国保連合会へ送付するよう留意いただきたい。

2. 訪問系サービス

(1) 居宅介護

(通院等介助等の対象要件)

問 24 通院等介助等の対象要件の見直しが行われたが、この対象について、

- ①「自宅→病院→障害福祉サービスの事業所」、「障害福祉サービス事業所→病院→自宅」の両方とも対象になるのか。
- ②「障害福祉サービス事業所→病院→障害福祉サービス事業所」は対象